

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成29年9月22日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社サンデー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンデー盛岡本宮店 盛岡市本宮五丁目16番 地内
- (3) 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成29年9月14日
- (5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成29年9月13日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所